

宍粟市行政不服審査法施行条例をここに公布する。

令和6年3月13日

宍粟市長 福元晶三

宍粟市条例第2号

宍粟市行政不服審査法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審理員)

第2条 市長は、法第2章第3節に規定する審理手続（同法第2章第1節に規定する手続を含む。次項において同じ。）を行わせるため、必要があると認めるときは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職として審理員を置くことができる。

2 審理員は、審理手続を遂行するために必要な識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 審理員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

4 審理員が、宍粟市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年宍粟市条例第51号）第19条第1項各号の事由に該当する場合は、通勤に要する費用を費用弁償として支給する。

5 審理員の通勤に要する費用に係る費用弁償の額は、日額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する職員をいう。）に支給する通勤に要する費用に係る費用弁償の例による。

(弁明書の添付書類)

第3条 処分庁（法第4条第1号に規定する処分庁をいう。）が次に掲げる書面を保有する場合には、法第29条第3項第1号に掲げる弁明書にこれを添付するものとする。

(1) 宍粟市行政手続条例（平成17年宍粟市条例第16号）第24条第1項の調書及び同条第3項の報告書

(2) 宍粟市行政手続条例第27条第1項に規定する弁明書

(手数料)

第4条 法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項又は法第81条第3項において読み替えて準用する法第78条第4項の規定により納付しなければならない手数料の額は、用紙1枚につき10円（カラーで複写され、又は出力された用紙にあつては、20円）とする。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。

2 審理員又は宍粟市行政不服審査会（以下「審査会」という。）は、法第38条第1項又は法第78条第1項の規定による交付を受ける審査請求人若しくは参加人が経済的困難により手数料を納付する資力が無いと認めるときは、法第38条第1項又は法第78条第1項の規定による交付の求め1件につき2,000円を限度として、前項の手数を減額し、又は免除することができる。

（審査会）

第5条 法第81条第2項の規定に基づき、審査会を置く。

2 審査会は、委員5人以内で組織する。

3 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

5 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

6 審査会の行う審査の手続は、公開しない。

7 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第7条 第2条第3項又は第5条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（宍粟市行政不服審査会条例の廃止）

2 宍粟市行政不服審査会条例（平成28年宍粟市条例第2号）は、廃止する。

（宍粟市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

3 宍粟市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年宍粟市条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

改 正 前	改 正 後
別表（第2条、第4条関係） <div style="text-align: right;">（単位 円）</div>	別表（第2条、第4条関係） <div style="text-align: right;">（単位 円）</div>

改正前				改正後					
区分			報酬	区分			報酬		
[略]				[略]					
宍粟市男女共同参画審議会		委員	日額	8,200	宍粟市男女共同参画審議会		委員	日額	8,200
[略]				<u>審理員</u> <u>審査請求に係る</u> <u>事件ごとに</u> <u>500,000円を超え</u> <u>ない範囲で市長</u> <u>が定める額</u>					
[略]				[略]					

備考 この表において、下線を付した部分及び太枠の部分は改正箇所を示し、[] の記載は注記である。